

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：常滑市

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	42.3%
全職員	49.7%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤務年数別の情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.9%
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	95.6%
本庁係長相当職	101.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.6%
31～35年	93.4%
26～30年	86.8%
21～25年	81.0%
16～20年	88.2%
11～15年	82.4%
6～10年	79.8%
1～5年	80.3%

【説明欄】

1 全職員に係る情報について

- ・全職員に対する会計年度任用職員の割合が、男性5.3%に対し、女性が42.0%のため、男性の給与に対する女性の給与の割合が低くなっている。

2 任期の定めのない常勤職員に係る情報について

- ・扶養手当は男性に支給している場合が多く、受給者のうち75.3%が男性となっている。
- ・本庁部局長・次長相当職における差異は、給与水準の高い医師において男性が多いことが影響している。
- ・勤務年数別1～5年目、6～10年目、11～15年目における差異は、給与水準の高い医師において男性が多いことが影響している。

※ 勤続年数は、採用年度を勤続1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。